

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成30年3月12日県営中山間地域総合整備事業まんのう地区（ほ場整備事業）木の下地区の換地処分をした。

平成30年3月16日

香川県知事 浜 田 恵 造